

### 資料 3

#### 【様式第 9 - 1 号】機能要件一覧表及び【様式第 9 - 2 号】非機能要件一覧表について

- (1) 「【様式第9-1号】機能要件一覧表」及び「【様式第9-2号】非機能要件一覧表」を記入し、本システムがどの程度満たしているか、その整合性を示すこと。  
必須判定について現システムと同等以上の処理を行うために必要な機能や業務の効率化に繋がる機能はA（必須）に分類している。必須判定A項目について対応不可である場合は失格とみなす。また、主に今後の業務の効率化に繋がる機能のうち、可能な限り実現を求める項目についてはB（要望）に分類している。
  
- (2) 「【様式第9-1号】機能要件一覧表」及び「【様式第9-2号】非機能要件一覧表」については、パッケージで実装できない場合、原則としては代替案運用による提案又はカスタマイズによる提案を行うこと。代替案については「【様式第9-1号】機能要件一覧表」及び「【様式第9-2号】非機能要件一覧表」の表内「代替案記載欄」に記載すること。代替案の例として、エクセル等（CSVを含む）から出力されたデータを用いることにより作業が可能であることが想定される。提出を受けた「【様式第9-1号】機能要件一覧表」及び「【様式第9-2号】非機能要件一覧表」をもとに審査前にヒアリング等を行ったうえで評価を行うものとする。